－基本事項－

設計住宅性能評価申請書により確認したものである

| 事　　項 | 内　　容 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住宅の階数 | 地上 | [ 2階 ] | 地下 | [ 0階 ] |
| 住宅の面積 | 建築面積 | [ 64.56㎡ ] | 延べ面積 | [ 111.78㎡ ] |
| 住宅の構造 | | [ 鉄骨造 ] | 一部 | [ ] |

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

| 実施 | 評価事項 | 実施 | 評価事項 |
|---|---|---|---|
| ☑ | 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） | ☑ | 5-1 断熱等性能等級（※） |
| ☑ | 1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止） | □ | 5-2 一次エネルギー消費量等級（※） |
| ☑ | 1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | □ | 6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏） |
| ☑ | 1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | □ | 6-2 換気対策 |
| □ | 1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | □ | 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等 |
| ☑ | 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 | □ | 7-1 単純開口率 |
| ☑ | 1-7 基礎の構造方法及び形式等 | □ | 7-2 方位別開口比 |
| □ | 2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時） | □ | 8-1 重量床衝撃音対策 |
| □ | 2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時） | □ | 8-2 軽量床衝撃音対策 |
| □ | 2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下） | □ | 8-3 透過損失等級（界壁） |
| □ | 2-4 脱出等級（火災時） | □ | 8-4 透過損失等級（外壁開口部） |
| □ | 2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部）） | □ | 9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分） |
| □ | 2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外）） | □ | 9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分） |
| □ | 2-7 耐火等級（界壁及び界床） | □ | 10-1 開口部の侵入防止対策 |
| ☑ | 3-1 劣化対策等級（構造躯体等） | | |
| ☑ | 4-1 維持管理対策等級（専用配管） | | |
| □ | 4-2 維持管理対策等級（共用配管） | | |
| □ | 4-3 更新対策（共用排水管） | | |
| □ | 4-4 更新対策（住戸専用部） | | |

※5-1 又は 5-2 若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる。

提出先控え

－必須項目－

| 項　目 | | 結　果 | |
|---|---|---|---|
| 1.構造の安定に関すること | 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） | 地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ | |
| | | ③ | 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 |
| | | 2 | 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 |
| | □ 評価対象外（免震建築物） | 1 | 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度 |
| | 1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | 評価対象建築物が免震建築物であるか否か | |
| | | □ 免震建築物　☑ その他 | |
| | 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 | 地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗しうる力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 | |
| | | □地盤の許容応力度 [ kN／㎡ ]<br>☑杭状改良地盤の許容支持力　[45 kN／本]<br>□杭の許容支持力 [ kN／本 ]<br>地盤調査方法等　[スウェーデンサウンディング方式]<br>地盤改良方法　[既成コンクリート杭（H-CP工法）] | |
| | 1-7 基礎の構造方法及び形式等 | 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 | |
| | | ☑直接基礎　構造方法 [鉄筋コンクリート造]<br>形式　[布基礎]<br>□杭基礎　杭種 [ ]<br>杭径 [ cm ]<br>杭長 [ m ] | |
| 3.劣化の軽減に関すること | 3-1 劣化対策等級（構造躯体等） | 構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 | |
| | | ③ | 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている |
| | | 2 | 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている |
| | | 1 | 建築基準法に定める対策が講じられている |

控え　控え

評価書交付番号：039-92-2021-1-1-00464